

第3回 佐賀市社会教育委員の会議

次 第

1 開会

2 議事

(1) 佐賀市社会教育助成事業補助金について【資料1】

(2) その他

3 閉会

日時：令和5年10月24日（火）

10時～11時30分

場所：青少年センター 大会議室



佐賀市教育委員会 社会教育課

資料1 令和5年10月24日(火)
第3回社会教育委員の会議

令和5年度 第3回社会教育委員の会議資料

～社会教育助成事業補助金の見直しについて～

令和5年10月24日
教育部 社会教育課

本日の説明内容

1. これまでの経緯
2. 前回会議（8/21）の振り返り
3. 補助対象団体の考え方
4. 積算の考え方
5. 対象団体補助金額

1. これまでの経緯

【現状の課題】

- ・ 補助金交付の長期化による既得権化
- ・ 団体の自立性の阻害
- ・ 補助対象経費、積算基準が不明確
- ・ 補助の有効性
- ・ 他の補助金活用・補助金以外の支援の検討 など

【補助金の考え方】

- ①必要性 ②公平性 ③有効性 ④公益性 ⑤自立性

1. これまでの経緯

【対象団体に関する基本的な考え方】

（前提）

- ・他部門の補助事業との関係を踏まえて、補助対象とする社会教育団体の範囲を決定する。
- ・社会教育団体への支援のあり方については、補助金交付以外も含めて、幅広く検討する。

（骨子）

◇有効性・公益性

- ①活動が、構成員の学習的要素にとどまらず、広く市民や地域の参加・参画が図られていること
- ②事業の効果が、“人づくり”や“地域づくり”に還元されていること
- ③活動内容が、社会教育法の趣旨、本市の教育行政の目的に合致していること

2. 前回の振り返り（8.21） 対象団体の考え方～基準案～

	対象団体の範囲	理由
1	<p>(1) 構成員のための活動にとどまらず、対外的な事業を行っていること。</p> <p>(2) 市域組織による全市的な活動に加えて、各校区等に単位組織を有し、地域に根差した活動を展開していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人づくり、地域づくりの観点から、地域密着の活動を通して、広く市全体に効果が波及している点を重視。 ・社会教育の実践的な繋がりが“共助の基盤”となっている点を踏まえて、「個人の成長」と「地域社会の発展」に重要な意義と役割を持つ点を考慮。
2	<p>(1) 主に、青少年を対象にした社会教育活動を展開していること。</p> <p>(2) 学校教育や家庭教育との密接な関連性が認められる活動を展開していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法（第2条）で定義された対象（青少年、成人）のうち、青少年対象の活動を重視。 ・青少年に対する社会教育の与える効果が大きいことを重視 ・社会教育法（第3条第3項）の理念、教育振興基本計画の基本方針に沿った活動をしている点を考慮。

2. 前回の振り返り（8.21） 対象団体の考え方

6

- 対象団体は、新たな基準に合致するか否かで判断を行う。
（機会の公平性の担保）
- 事務局（社会教育課）で、前述の基準に合致する可能性のある
団体がいないか市内を活動拠点としている市民活動団体を調査。
- その結果、新たに1団体（佐賀市子育てサークル連絡会）が対象
団体となる可能性があるため、9団体の範囲で検証を行う。

2. 前回の振り返り（8.21） 対象団体の考え方～現在の状況～

7

	構成員向けでなく、 対外的な活動を中心 にしているか？	市域組織だけでなく、 単位組織での活動 をしているか？	公民館との連携、つ ながりはあるか？	主として、青少年を 対象とした活動をし ているか？	学校教育や家庭教 育との密接な関連 性があるか？	補助の可否
佐賀市PTA協議会	◎	◎	○	◎	◎	
佐賀市私立幼稚園・認 定こども園PTA連合会	×	×	×	◎	△	
佐賀市青少年健全育 成連合会	◎	◎	◎	◎	◎	
佐賀市子ども会連絡 協議会	○	◎	◎	◎	◎	
佐賀市地域婦人連絡 協議会	○	△	○	×	△	
佐野常民顕彰会	◎	×	△	×	△	
佐賀子ども劇場	△	△	○	◎	△	
佐賀市スカウト運動推 進連絡会議	△	△	△	◎	△	
佐賀市子育てサークル 連絡会	○	◎	◎	◎	◎	

※◎完全に当てはまる、○概ね当てはまる、△一部当てはまる、×当てはまらない

2. 前回の振り返り（8.21） 積算基準案

（1）交付対象となる経費

①事業経費

団体が実施する事業にかかる経費

- ・大会・会議・研修費、レクリエーション活動、催し物、ボランティア活動、構成組織への活動費補助 など

②運営経費

団体の運営にかかる経費

（2）交付基準額

⇒構成組織数×65,000円から算出される額を上限とする。

ただし、他からの金銭的・物的支援等の有無、繰越金の有無などの財政状況、活動内容を精査して決定する。

3. 補助対象団体の考え方 対象団体の現状 ～ヒアリング後～

9

	構成員向けでなく、対外的な活動を中心に行っているか？	市域組織だけでなく、単位組織での活動を行っているか？	公民館との連携、つながりはあるか？	主として、青少年を対象とした活動をしているか？	学校教育や家庭教育との密接な関連性があるか？
佐賀市PTA協議会	◎	◎	○	◎	◎
佐賀市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	×	×	×	◎	△
佐賀市青少年健全育成連合会	◎	◎	◎	◎	◎
佐賀市子ども会連絡協議会	○	◎	◎	◎	◎
佐賀市地域婦人連絡協議会	○	△	○	△	△
佐野常民顕彰会	◎	×	△	△	△
佐賀子ども劇場	△	△	○	◎	△
佐賀市スカウト運動推進連絡会議	△	△	△	◎	△
佐賀市子育てサークル連絡会	○	◎	◎	◎	◎

3. 補助対象団体の考え方

10

(1) 既補助団体

青少年を対象とした事業を行っているため、補助対象団体とする。
今後も引き続き、有効性・公益性の観点から、新たな基準に合致する
団体となっているか確認していく。

(2) 新規補助対象団体

主として、青少年を対象とした事業を行っていること。
地域組織がおおむね20以上あること。

4. 積算の考え方

(1) 積算の考え方

⇒構成組織数（地域組織がない場合は1）×55,000円から算出される額を上限とする。

ただし、前年度の補助額を越える場合は、前年度の補助額をベースに、他からの金銭的・物的支援等の有無、繰越金の有無などの財政状況、活動内容を精査して決定する。

⇒新規補助の場合は、1年目は上限額に0.5を乗する。

2年目は上限額に0.75を乗ずる。

3年目以降は上限額とする。

5. 対象団体補助金額

12

補助団体名	R5補助額(円)	R6補助予定額(円)	積算方法(上限額)	他の支援
佐賀市PTA協議会	291,000	291,000	291,000	前年度ベース
佐賀市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	36,000	0		他課補助金と統合
佐賀市青少年健全育成連合会	1,614,000	1,430,000	55,000×26校区	
佐賀市子ども会連絡協議会	1,265,000	1,265,000	55,000×23校区	
佐賀市地域婦人連絡協議会	700,000	330,000	55,000×6校区	
佐野常民顕彰会	186,000	55,000	55,000×1	他への事業補助分を減額
佐賀子ども劇場	129,000	55,000	55,000×1	広報支援等
佐賀市スカウト運動推進連絡会議	89,000	0		市との共催事業開催
佐賀市子育てサークル連絡会	0	495,000	55,000×18校区	
計	4,310,000	3,921,000	4,416,000	